

平成 21 年 8 月 19 日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号督促処分取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成●●年（○○）第●●号）

口頭弁論終結日 平成 21 年 6 月 29 日

判	決
控訴人	X
被控訴人	国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 東京国税局長が控訴人に対して平成 19 年 4 月 9 日付けでした A の相続税についての連帯納付義務に係る督促処分を取り消す。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、東京国税局長から、共同相続人である A（A）が滞納した相続税について、相続税法 34 条 1 項に規定する連帯納付義務にかかる督促処分（本件督促処分）を受けた控訴人が、A に対する徴収手続に著しい怠慢があるから、控訴人から滞納相続税を徴収することは国税徴収権の濫用に当たり、本件督促処分は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。本訴提起後、A が滞納していた相続税及び利子税の合計額である 3803 万 5376 円（本件滞納税額）は控訴人によ

って完納されたため、本案前の争点として本件督促処分の取消しを求める訴えの利益の有無が争われた。

2 原審は、控訴人に訴えの利益がないとして控訴人の訴えを却下したため、控訴人が控訴した。

3 本件の前提事実、争点及び当事者の主張の要旨は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2ないし4項に記載されたとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件訴えは不適法であり却下すべきものと判断する。その理由は、次項において控訴人の主張に対する補足説明を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する補足説明

(1) 控訴人は、当審において、次のように主張する。

控訴人は、万一、本件に敗訴した場合に備えて、本件滞納税額の支払が遅れるにしたがって多額となる延滞税の支払を免れるために本件滞納税額を完納した。

控訴人の勝訴が確定すれば本件滞納税額は控訴人に返還されるのであるから、控訴人が本件滞納税額を完納したという対処は常識的な選択である。そして、控訴人は、本件督促処分を不服として異議申立てをしたことを始め、本件滞納税額を完納した後も本訴訴訟を取り下げることなく、終始一貫して本件督促処分の取消しを求めてきたのであり、こうした一連の経過を見れば、本件滞納税額の完納は、それにより控訴人の本件督促処分の取消を求める地位及び姿勢に何ら変更がないことを留保してしたものというべきである。

(2) しかし、本件滞納税額が既に完納され、控訴人がもはや本件督促処分に基づいて滞納処分を受ける地位に立たされることはなくなった以上、控訴人に本件督促処分の取消しを求める利益があるといえないことは原判決が説示す

るとおりである。このことは、控訴人が本件滞納税額を完納するに当たり、主観的に本件督促処分の取消しを求める地位及び姿勢に何ら変更がないことを留保していたとしても異なるものではない。控訴人は、本件の勝訴が確定すれば本件滞納税額は控訴人に返還される旨主張するが、本件督促処分の存否ないし効力が、相続税法 34 条 1 項が規定する控訴人の連帯納付義務の存否、確定に影響するものでないことは、原判決が引用する最高裁判所昭和 55 年 7 月 1 日第三小法廷判決の判示に照らし明らかであり、本件督促処分が取り消されることによって、当然に本件滞納税額の返還等を求めることができることになるものではない。

第 4 結論

以上によれば、控訴人の訴えを却下した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

よって、主文の通り判決する。

東京高等裁判所第 23 民事部

裁判長裁判官	鈴木健太
裁判官	高野 伸
裁判官	大沼和子